



# 鳥取県公報

平成14年3月29日(金)  
号外第45号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良法による換地処分(2件)(202・203)(耕地課).....	1
	鳥取県収納代理金融機関の指定(204)(会計課).....	1
	鳥取県収納代理金融機関の指定の取消し(205)( ).....	2
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び 鳥取県収納代理郵便官署の名称等(206)( ).....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第202号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る久連地区(第1工区)の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第203号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る久連地区(第2工区)の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第204号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第10項の規定により告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 名称

株式会社みずほ銀行

## 2 指定年月日

平成14年 4月 1日

**鳥取県告示第205号**

鳥取県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第10項の規定により告示する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 名称

株式会社第一勧業銀行

## 2 指定取消年月日

平成14年 3月31日

**鳥取県告示第206号**

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第106条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等を次のとおり告示し、平成14年 4月 1日から施行する。

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）は、平成14年 3月31日限り廃止する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 鳥取県指定金融機関

名 称	取 扱 店 舗
株式会社山陰合同銀行	日本国内に所在する本店、支店（西郷支店、浦郷支店及び海士支店を除く。）及び出張所

## 2 鳥取県指定代理金融機関

名 称	取 扱 店 舗
株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡、八頭郡及び気高郡内に所在する本店、支店及び出張所
鳥取県信用農業協同組合連合会	本所
鳥取県信用漁業協同組合連合会	本店

## 3 鳥取県収納代理金融機関

名 称	取 扱 店 舗
株式会社鳥取銀行	鳥取県内に所在する支店及び出張所（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）並びに岡山支店、津山支店、津山東支店、津山西支店、広島支店、安来支店、松江支店、松江北支店及び大阪支店
鳥取信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店並びに浜坂支店
倉吉信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店
米子信用金庫	
株式会社鳥根銀行	
株式会社みずほ銀行	鳥取県内に所在する支店
株式会社中国銀行	
中央三井信託銀行株式会社	
商工組合中央金庫	
山陰労働金庫	
鳥取いなば農業協同組合	
鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本所及び支所
東伯町農業協同組合	鳥取県内に所在する本所、支所及び出張所
鳥取西部農業協同組合	鳥取県内に所在する本所及び支所

## 4 鳥取県収納代理郵便官署

名 称	位 置	取 扱 事 務
鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納（自動 払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第 1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務
広島貯金事務センター	広島市東区光町 一丁目	

## 5 統轄店及び指定出納取扱店

区 分	取 扱 店 舗
統轄店	株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店
指定出納取扱店	株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店、株式会社鳥取銀行鳥取県庁支店、鳥取県信用農業協同組合連合会本所及び鳥取県信用漁業協同組合連合会本店

